

## 健康保険法 高額療養費・高額介護合算療養費の見直し

2019.7.15 更新

## ■高額療養費算定基準額について

70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、現役並み所得者（一部負担金等の割合が3割となる者）に係る区分の細分化及び高額療養費算定基準額の引上げを行う。

（健保令第42条）

（平成30年8月診療分から）赤字：標準報酬月額

現役並み所得者			一般所得者	低所得者	
Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ		Ⅱ	Ⅰ
83万円以上	53万円以上 83万円未満	28万円以上 53万円未満	28万円未満		
(外来) 個人ごと					
廃止			18,000円	8,000円	
外来+入院 (世帯ごと)					
①	②	③	57,600円 (多数回 44,000円)	24,600円	15,000円

[外来+入院]

①現役並みⅢ	②現役並みⅡ	③現役並みⅠ
252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
多数回該当		
140,100円	93,000円	44,400円

■高額介護合算療養費に関する改正

70歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得者（一部負担金等の割合が3割となる者）に係る区分の細分化及び介護合算算定基準額（自己負担限度額）の引上げを行う。

（健保令第43条の3）

（平成30年8月1日以降の計算期間）赤字：標準報酬月額

現役並み所得者			一般所得者	低所得者	
Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ		Ⅱ	Ⅰ
83万円以上	53万円以上 83万円未満	28万円以上 53万円未満	28万円未満		
212万円	141万円	67万円	56万円	31万円	19万円